

議第44号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号ア中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正により里親支援センターが児童福祉施設に含まれることとなることに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。